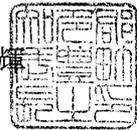


武環発第 87 号
平成 27 年 9 月 18 日

愛知県知事 大村 秀章 様

都市計画決定権者 武豊町
代表者 武豊町長 初山 芳輝



知多都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）知多南部広域環境センター整備事業に係る環境影響評価方法書についての意見の概要について（送付）

このことについて、愛知県環境影響評価条例（平成 10 年愛知県条例第 47 号。以下「条例」という。）第 31 条第 2 項の規定により読み替えて適用される条例第 9 条の規定に基づき、知多都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）知多南部広域環境センター整備事業に係る環境影響評価方法書についての意見の概要を別添のとおり作成しましたので、送付します。

担当 武豊町生活経済部環境課
電話 0569-72-1111（内線 355）



知多都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）知多南部広域環境センター整備事業に係る環境影響評価方法書についての意見の概要（総括表）

1 方法書意見提出数 2 通

2 意見の分類

分 類		数
1 都市計画対象事業の目的及び内容に関する意見		
(1)都市計画対象事業の規模に関すること		1
(2)都市計画対象事業の位置に関すること		4
(3)都市計画対象事業の諸元に関すること		17
(4)配慮書の複数案から単一案に絞り込んだ検討の経緯及びその内容に関すること		2
(5)都市計画対象事業に係る工事計画の概要に関すること		3
(6)事業計画策定時における環境配慮事項に関すること		9
2 都市計画対象事業実施区域及びその周囲の概況に関する意見		
(1)自然的状況に関すること		5
(2)社会的状況に関すること		17
3 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果に関する意見		1
4 配慮書の案についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解に関する意見		1
5 都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に関する意見		
(1)調査、予測及び評価の手法の選定並びにその選定理由に関すること		27
6 その他に関する意見		
(1)手続きに関すること		2
合 計		89

知多都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）知多南部広域環境センター整備事業に係る環境影響評価方法書についての意見の概要

1 都市計画対象事業の目的及び内容に関する意見（計 36 意見）

(1) 都市計画対象事業の規模に関すること（計 1 意見）

①	p4 (C) 人口減少、リサイクル思想の普及、ごみ減量化思想の普及などで今後のごみ減量化が図られると予想されます。これまでのごみ量の数値は過去のもので、今後の予想についての記載については明確になっていない。処理量 283t/日の根拠を明確にしたうえで、運転開始までのごみ減量計画についても明確にすべきである。
---	--

(2) 都市計画対象事業の位置に関すること（計 4 意見）

②	<p>*都市計画対象事業の内容 p4 面積が約 5.0ha としているが、あまりにも広大である。計画施設の配置図 p10 でも、ごみ焼却施設、破碎施設、管理棟という必要な建物は敷地東半分で納まり、敷地の西側は「進入路、待避場等」と称して膨大な敷地が確保されている。環境影響評価手続きも終わらず、都市計画決定もされていない土地を先行取得している上に、このように過大な面積とするのは再検討すべきである。ちなみに現在の常滑武豊衛生組合の敷地面積は 150 トンで 19,764m²、知多南部衛生組合は 112.5 トンで 67,609m²、半田市は 150 トンで 48,623m²(地域計画 p37)、名古屋市の猪子石工場は 600 トンで 21,825m²、鳴海工場は 530 トンで 30,027m²であり今回の計画が過大であることが理解できる。</p>
③	<p>*選定経緯 p4 「半田市の建設予定地と代替候補地 3 箇所(常滑市地内、武豊町地内及び南知多町地内)について、土地利用環境面、用地買収面及び経済面から比較検討した。比較検討した結果は表 2.2-1 に示すとおりであり、構成市町 2 市 3 町の首長より武豊町地内の区域のみが代替地になりうるという合意を得た」p4 とあるが、検討結果の表で、武豊町が 90 点で 1 位、半田市が 81 点、常滑市が 75 点、南知多町が 69 点と順位はあり、武豊町が最も適切であるということは分かるが武豊町のみが代替地になりうる判断できる材料はない。それ以外の要因があるのか。そうでなければ「武豊町地内の区域のみが代替地になりうる」の表現は修正すべきである。</p>
④	<p>*選定経緯 p4-5 選定経緯が記述されているが、その後の用地購入交渉で 2015.4.3 に住民監査請求がされている事実、その請求理由等を次のように明記すべきである。 「知多南部広域環境組合が建設を予定している知多南部広域環境センター整備事業は、①都市計画決定がされていない。②十分な土壤汚染調査をせず、③施設計画が決まっておらず必要な面積が分からない段階で、用地購入をすることは不当契約で背任行為である。環境影響評価の実施をしてから土地を購入することが一般的である。このため用地購入費用の支出をしてはならない。これらの知多南部広域環境組合の所為は、地方自治法 2 条 14 項が「最少経費で最大の効果を挙げるべき」ことを求め、地方財政法 4 条 1 項が「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえてこれを支出してはならない」と定めていることに反するものであり、違法・不当な状態での財務上の各支出をしてはならない。」出典(住民監査請求書 2015 年 4 月 3 日の概要)http://www.chitananbukouiki.server-shared.com/kansaseikyuu.pdf</p>
⑤	<p>*選定経緯 p5 「土地利用環境面、用地買収面及び経済面から比較検討した。比較検討した結果は表 2.2-1 に示すとおり」p4 とあり、「表 2.2-1 半田市の建設予定地と代替候補地 3 箇所の比較検討の結果」では、常滑市の候補地だけが所在地と現況図が空白となっている。これらを空白にする理由ぐらひは注記すべきである。</p>

*事業規模（処理能力） p11

将来人口はどんどん減少するのが全国の傾向である。将来人口の減少を加味したかどうかを、整備目標の平成30年度とその後の施設稼働期間で具体的に示すべきである。根拠となる地域計画 p7 では2市3町の排出量について、現状(平成22年度)と目標(平成30年度)の値が示してあるが、排出量の約7割を占める家庭系で見ると、国、県等の各種計画の基礎資料としてよく用いられている「国立社会保障・人口問題研究所」のH25年3月推計によれば、2010年(平成22年度)の2市3町の合計で5年ごとに毎年減少し、2010年に比べ2020年(平成32年度)には98%、2030年(平成42年度)には94%にまで減少すると推計されている。(グラフ割愛)

	H22 2010	H27 2015	H32 2020	H37 2025	H42 2030	H47 2035	H52 2,040	H32/H22	H42/H22
半田市	118,828	119,858	119,579	118,373	116,530	114,187	111,405	1.01	0.98
常滑市	54,858	54,621	53,855	52,784	51,505	50,095	48,629	0.98	0.94
武豊町	42,408	43,101	43,202	42,907	42,339	41,578	40,720	1.02	1
南知多町	20,549	19,115	17,773	16,385	15,024	13,722	12,441	0.86	0.73
美浜町	25,178	24,193	23,237	22,181	21,109	20,018	18,854	0.92	0.84
計	261,821	260,888	257,646	252,630	246,507	239,600	232,049	0.98	0.94

出典 国立社会保障・人口問題研究所 H25年3月推計 http://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/3/shicyoson13/6houkoku/houkoku_5.pdf

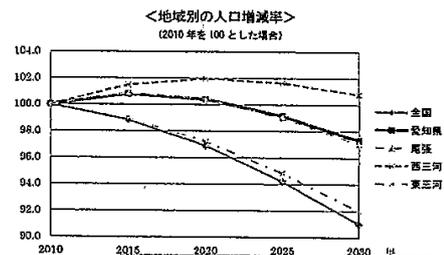
⑬

この推計に基づき、一人当たりの排出量 239kg/人が 195kg/人(2018年)と 82%に減少することを正しいとしても、人口が2020年には98%に減少すると、家庭系排出量は $0.82 \times 0.98 = 0.80$ 倍で、 $72,126 \times 0.80 \div 57,700$ トンでも十分対応できる。それを65,225トンと年間7,500トンも過大に見積もっていることになる。つまり、事業系排出量は正しいとしても、 $76,286 \text{ t/年} / 365 \text{ 日} / (280 \text{ 日} / 365 \text{ 日}) / 0.96 = 283 \text{ t/日}$ の処理能力は $(76,286 - 7,500) \text{ t/年} / 365 \text{ 日} / (280 \text{ 日} / 365 \text{ 日}) / 0.96 = 258 \text{ t/日}$ でいいことになる。その後の施設稼働期間は人口減少が続く家庭系排出量はさらに減少するはずである。

なお、「あいちビジョン2020」(2014.3)でも、国立社会保障・人口問題研究所の推計を用いて、図のように、「2015年の747万人をピークに人口が減少に転じ、2020年には744万人、2030年には721万3千人にまで減少すると見込まれている。」と、この事実を公式に明らかにしている。

出典 あいちビジョン2020(2014.3)p1,p3

<http://www.pref.aichi.jp/cmsfiles/contents/0000070/70467/bijyon1.pdf>



⑭

*事業規模（処理能力） p11

この地域計画 p7 では2市3町の排出量について、現状(平成22年度)と目標(平成30年度)の値が示してあるが、排出量の約7割を占める家庭系で見ると、一人当たりの排出量 239kg/人が 195kg/人に減少するという具体的な根拠が示されていない。

地域計画の後半(p12~p23)に、施策の内容として、市町毎の発生抑制・再使用の推進が掲げられている。例えば武豊町は、①ごみ原料化、資源化の推進(プラスチック・紙製容器の分別回収)、②ごみの有料化、③環境教育、④普及啓発(レジ袋有料化)、⑤リユースの促進(不要品の物々交換)、⑥堆肥化事業の推進(草、植物残渣の堆肥化)、⑦補助(生ごみ堆肥容器等の購入)、⑧収集体制の変更(家庭雑紙の資源回収化)、⑨粗大ごみの解体選別資源化事業(破砕機での鉄分回収を手選別に)、⑩不燃物分別委託事業化(手選別で回収量向上)、⑪容器包装の回収率向上(啓発強化)、⑫資源回収拠点の整備(町東部にも拠点整備)、⑬使用済み家電の分別回収事業と多くの事業を掲げているが、いずれも定性的な表現だけである。

それぞれの施策ごとに排出量をどれだけ削減するか目標量を示し、一人当たりの排出量 239kg/人が 195kg/人に減少するという具体的な根拠を示すべきである。

⑮	<p>*事業規模（ごみ処理量・実績） p145(表 3.2-64 各市町におけるごみ処理の状況(平成 24 年度)</p> <p>構成市町におけるごみ処理合計量の推移で見ると、総排出量は平成 23 年度を除く、毎年減少してきている。また、焼却処理量は平成 20 年度 88,022 トン、平成 21 年度 85,656 トン、平成 22 年度 83,936 トン、平成 23 年度 82,870 トン、平成 24 年度 81,974 トンと確実に毎年減少してきている。将来的にこの焼却量が増加することはほとんどあり得ない。焼却能力の再検討が必要である。</p> <p>この点に関しては、配慮書への知事意見でも「ごみ処理量が減少傾向で推移していることなどを踏まえ、必要に応じて施設の処理能力の検討を行い、その結果を事業計画に反映させていくこと。」とあり、都市計画決定権者の見解で「今後、最新データ等に基づき、計画施設の処理能力の検討を行い、その結果を事業計画に反映させます。」p174 とし、「今後「知多南部地域ごみ処理基本計画(平成 18 年 10 月)」の見直しと合わせて、最新データにより処理能力を算定し直す予定である。」p11 としながら、方法書段階では事業計画の中心となる焼却能力については何の変更もないままである。</p>
⑯	<p>*事業規模（処理能力） p11</p> <p>「なお、今後「知多南部地域ごみ処理基本計画(平成 18 年 10 月)」の見直しと合わせて、最新データにより処理能力を算定し直す予定である。」とあるので、今までの処理能力に関する問題点、特に将来人口と一人当たり排出量の減少を慎重に検討し、過大な処理施設とならないよう、誰もが納得できる処理能力とされたい。</p>
⑰	<p>p11 (イ) 稼働実績が多いストーカー方式、焼却灰は民間リサイクル又は埋め立て処分を採用すると決定している。＜処理方式の決定＞で①安全で安心な施設、②環境に配慮した施設、③循環型社会及び低酸素社会形成の拠点となる施設。④費用対効果を考慮した施設を評価項目として、ストーカー方式+民間リサイクル・埋め立て処分を直接熔融方式を評価した上で決定しているが、そもそも、評価項目として取り上げることに問題がある。直接熔融方式は集約化する当初においては処分場の不足から減容化が持ち上げられたが、莫大な追加エネルギーが必要なことから現在ではほとんど対象となっていない方式である。このような理由から検討対象には不適合である。(一部企業城下町では取り入れている自治体等も見受けられるが)</p>
⑱	<p>*処理方式 p11</p> <p>「処理方式は、全国で数多くの安全で安定した稼働実績を有するストーカ方式を、焼却灰等は民間でリサイクル又は埋立処分を採用する。」とあるが、この方法書の段階で焼却灰の処理方法が決まっていけないのでは、環境影響評価の調査項目の是非も検討できない。なお、文章からは埋立処分も民間に任せるとも読み取れるが、自前の埋立処分場はないのか。すぐ南側に、一応民間の公益財団法人愛知臨海環境整備センターの埋立処分場があるが、ここを想定しているのか。埋立期限や埋立量の制限はないのか。</p>
⑲	<p>p12 ウ(イ) 排水計画 プラント排水のうち、有害物質を含むおそれのある排水は、処理施設内の炉内噴霧等により再利用するクローズドシステムとする。としているが未来永劫循環できるとは考えられない。最終処分方法を記載すべきである。</p>
⑳	<p>*廃棄物運搬車両の主な走行ルート p13</p> <p>廃棄物運搬車両の主な走行ルート図が示されているが、これはごみ収集経路だけではないのか。燃え殻、ばいじんなどの焼却処理により発生する廃棄物の運搬経路を行き先とともに示すべきである。</p>
㉑	<p>p13 図 2.2-5 廃棄物運搬車両の主な走行ルート 町内全体の走行ルートを示すべきである。南北に長い常滑市から町内に入るルート、美浜・南知多から町内に入るルートも明確にすべきである。</p>

②	<p>*廃棄物運搬車両の主な走行ルート p13</p> <p>配慮書への意見「廃棄物運搬車両の主な走行ルートは、臨港道路のみではなく、町内全域について記入すべきである。」p170 とあるが、検討結果で「廃棄物運搬車両が集中する主要幹線道の臨港道路の区間を表示しています。」と根拠も示さずに臨港道路の区間と繰り返しているが、もっと真剣に科学的に再検討すべきである。臨港道路はそもそもの交通量も多く、廃棄物運搬車両が走行してもそれほどの影響は与えない。心配なのは、西側の内陸部への交通量も少ない細街路である。この図では県道 72 号(古場武豊線)と県道 272 号(大谷富貴線)の 2 本しか示していないが、これ以外に収集車が走行する道路はないのか。例えば県道 72 号(古場武豊線)の南側 800m の武豊小鈴谷線(金下交差点)は通過しないのか。その南側、武豊川脇、里中、武豊廻間(県営廻間住宅の角)、東大高の交差点は右折、左折はないのか。予測評価地点を検討するための重要な要素であるため正確に記載すべきである。なお、地元住民が理解しやすいよう、地図上に県道 272 号などの県道・町道番号、大谷富貴線などの具体的路線名、交差点名を記載すべきである。</p>
---	--

(4) 配慮書の複数案から単一案に絞り込んだ検討の経緯及びその内容に関する事(計 2 意見)

③	<p>p14 (5) ア 配慮書の複数案から単一案に絞り込むことにしたとあるが、中山名古屋共同火力では、煙突高さ 60m を大気質の最高到達濃度地点を遠くにするため(特に。夏の風向きを考慮して)80m としている。民間に要求しつつ、景観、大気質をクリアするのみの比較で 59m 案を採用することには問題がある。煙突高さは 80m としより安全性を高める方式を採用すべきである。</p>
④	<p>*配慮書の複数案 p14</p> <p>配慮書では、煙突の高さを 59m と 80m、施設の配置を東よりと西よりのそれぞれの場合の 4 ケースで大気質と景観について予測をして比較検討をしているが、子供だましの配慮書であり、数値計差をするまでもなく、大気濃度と最大濃度着地距離はほとんど同じ、景観は見る位置にもよるが、武豊町交流センターからは離れている東側のほうが影響は少ないことは明らかである。配慮書で本来検討すべきことは、処理施設の位置、処理能力などの基本的事項である。</p>

(5) 都市計画対象事業に係る工事計画の概要に関する事(計 3 意見)

⑤	<p>p18 ウ 工事作業・時間帯等 作業時間は平日及び土曜日の午前 8 時から午後 5 時とし、夜間及び日曜日・祝日の作業は実施しないことを原則とする。との記載、労働時間は週当たり 40 時間であり、40 時間を超えて作業を行うことは原則から外れている。週 40 時間とすべきである。</p>
⑥	<p>*工事計画 p18</p> <p>工事作業時間帯等として「作業時間は、平日及び土曜日の午前 8 時から午後 5 時までとし、夜間及び日曜日・祝日の作業は実施しないことを原則とする。」とあるが、これは騒音規制法、振動規制法で定められた特定建設作業の規制基準を書いただけであり、当然遵守すべき事柄である。武豊町内は歩道もないような細街路が多く、通常の特設建設作業の作業時間帯規制(午前 8 時から午後 5 時まで)を守るだけではなく、通学時間帯を避けるよう事業者で可能な対策をとるべきである。</p>
⑦	<p>p19 工事用資材等運搬車両通行ルート 図 2.2-9 堀川北交差点と富貴駅東交差点より西側ルートに延長を記載すべきである。</p>

(6) 事業計画策定時における環境配慮事項に関すること（計 9 意見）

⑳	p20（7）（ア） a 事業計画における環境配慮事項 b 建設機械の対策 低公害車、より低公害型の建設機械を可能な限り使用するとあるが、どのように担保していくのか明確にすべきである。
㉑	d 土壌汚染対策 環境評価の手続きとは別に土壌汚染調査を実施する。調査の詳細は今後、実施する詳細設計、工法の検討結果を踏まえて決定。と記載されているが、調査結果に基づいて詳細設計、工法の検討をすべきである。
㉒	*事業計画策定時における環境配慮事項 p20 土壌汚染対策として「事業実施区域北側の隣接地で土壌汚染が確認されていることを考慮して、掘削、盛土等の土工事に先立って、環境影響評価の手続きとは別に土壌汚染調査を実施する。調査の詳細は、今後実施する施設の詳細設計、工法の検討結果を踏まえて決定し、調査結果は、環境影響評価の手続きにおいて公表する。」とあるが、土工事に先立って土壌汚染調査を実施するのは土壌汚染対策法で定められていることであり当然であるが、その調査を「環境影響評価の手続きとは別に」行うのは環境影響評価の主旨をないがしろにするものである。第 7 章の評価の手法のうち土壌環境・工事の実施で 1 地点だけに限定している現地調査 p216 を、土壌汚染対策法で定められた 100m ² に 1 点など精密な調査に変更すべきである。 また、調査は環境影響評価の手続きとは別にして、調査結果は環境影響評価の手続きにおいて公表するというのは矛盾している。更に土壌汚染調査結果を公表するだけでなく、環境影響評価手続きの中で、環境保全対策等に活用するべきである。 なお、この事業が適用される愛知県環境影響評価条例第 25 条では対象事業の実施の制限等として、最終の評価書の公告を行うまでは、「対象事業を実施してはならない。」と明記されている。
㉓	*排ガス対策 p21 「排出ガス処理施設を設置し、適切に管理することにより、排ガス中の大気汚染物質の除去を図る。また、燃焼温度、ガス滞留時間等の管理による安定燃焼の確保に努め、ダイオキシン類の再合成防止及び除去、定期的な調査を実施して、適正に管理する。」とあるが、定期的な調査までは廃棄物処理法で定められたことであり、事業者が当然守るべきものである。実はこの他に、平成 22 年 5 月 19 日に改正公布された廃棄物処理法第 8 条の 3 で定められた重要な公表項目が抜けている。環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長からの技術的助言として「設置時に告示及び縦覧等の手続が必要である焼却施設や最終処分場等の廃棄物処理施設の設置者又は管理者は、当該施設の維持管理に関する計画及び維持管理の状況に関する情報について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないこととした。」とある。この規定をどう守るかも明記すべきである。
㉔	*廃棄物運搬車両の対策 p21 「廃棄物運搬車両は、低公害車（最新規制適合車、低燃費車両等）を可能な限り使用する」とあるが、これぐらいは 2 市 3 町の意志で決定できるのだから、「可能な限り」という限定は削除すべきである。例えば名古屋市の富田工場（焼却施設更新）の環境影響評価書 p163 では「ごみ収集車の更新にあたっては低公害車を導入する」と明記されている。
㉕	*排水対策 p21 「雨水の再利用については、今後実施する施設の詳細設計時において検討する」とあるが、このままでは、雨水は未処理で既設排水管から東側海域に放流することになるので、場内の油、収集車からこぼれたごみによる有害物、無風時に滞留した排ガスから地表面に吸着したダイオキシン類が雨水により放流される恐れがあるため、雨水を再利用することとし、準備書の段階で明確にすべきである。
㉖	p22（7）（イ） e 緑地の確保 みどりを増やし、周辺環境との調和等、環境への配慮を図るため積極的に設けることとし、と記載されている。周辺の土地利用では 30%を確保している。施設の規模等から考えて 30%以上の緑地の確保をすべきである。
㉗	*緑地の確保 p22 「緑地帯は…積極的に設けることとし、屋上緑化や壁面緑化についても検討する。」とあるが、法で定められた緑地率以上の具体的な目標値を示すべきである。
㉘	p22（7）（イ） g エネルギー等の有効利用 p11 焼却灰の処理法は、今後の社会動向を踏まえながら民間リサイクルを推進するのか、埋め立て処分するのか検討を進める。としているが検討内容を具体的に記載すべきである。

2 都市計画対象事業実施区域及びその周囲の概況に関する意見（計 22 意見）

(1) 自然的状況に関すること（計 5 意見）

①	p29 イ 大気質 表 3.1-2 大気汚染測定局等の測定項目 住民要望として微小粒子状物質(pM2.5)の測定を実施すべきであるという要望がある。検討する具体的内容を記載すべきである。(同趣旨意見が他に 1 意見)
②	p38 (2) 騒音に係る環境の状況 ア 事業実施区域及び周辺において、環境騒音の調査は実施されていない。実施すべきである。
③	p38 (2) イ 自動車騒音 2 地点とも要請限度を下回っている。としているが、公共事業を実施するに当たっては環境基準で事業等を進めるべきである。 注 2)に記載されている通り、例外規定である。 自動車騒音測定は運搬車両が主に通行する臨港道も実施すべきである。
④	p39 (3) 振動に係る環境の状況 自動車騒音と同様に、環境基準で進めるべきである。臨港道路での測定を実施すべきである。
⑤	*土壌汚染 p60 「平成 26 年 10 月に、事業実施区域北側の隣接地で、カドミウム、鉛、ふっ素及びほう素による土壌汚染が確認されたが、汚染原因は特定されていない。また、地下水への汚染は確認されていない。」とあるが、この情報はどのように入手したのか、出典を明らかにすべきである。 通常の土壌汚染は愛知県環境部が報道発表をしているが、この件については報道発表はせず、ホームページに掲載だけしている「愛知県における平成 26 年度の土壌・地下水汚染一覧」で該当しそうな情報を確認すると、2014.10.15 中山名古屋共同発電(武豊町一号地 1ノ5)の土壌から基準値を超える汚染物質を検出、とあり、その内容の一部しか掲載されていないが、それでも鉛(含有量)が 34000mg/kg で基準の 150 mg/kg の 200 倍を超えるという異常な事態である。 出典 愛知県における平成 26 年度の土壌・地下水汚染一覧 http://www.pref.aichi.jp/cmsfiles/contents/0000049/49585/26dojouichiran.pdf また、汚染原因は特定されていないからこそ、隣接地からの影響は無いのか判断するために、土壌汚染の項目毎の具体的値、環境基準の何倍か、汚染範囲はどの程度か、その深さなどを記載しないと方法書に対する意見が出せない。土地の購入先が中山名古屋共同発電であるから、その詳細は入手できるはずである。

(2) 社会的状況に関すること（計 17 意見）

⑥	p81 3-2 (1) ア 人口及び産業の状況 ア 人口 (イ)人口総数及び世帯数の推移 p82 表 3.2-2 人口は 6 市町とも数百人程度の増減はあるものの、過去 5 年間に大きな変化はみられない。世帯数についても目立った変動は見られない。と記載されているが数百人程度の増減と大きな変化はないとの評価であるが、人口 10 万人の市と 2 万人の町の絶対数の比較ではなく増減比率もみるべきである。将来的にみて、人口減少は避けられないのは明らかであり、平成 25 年度以降の人口推計も行い記載すべきである。この人口推計の精度が焼却施設の規模に大きな影響を与えることからしっかりと推計をすべきである。(同趣旨意見が他に 1 意見)
⑦	p83 イ(ア)産業 事業所数 武豊町の産業分野別事業所数の推移は記載されているが、将来の推計については何も記載されていない。事業所の規模別、従業員数別の事業所数及びごみの発生量推計を記載すべきである。推計がなければ処理施設規模は決められないことになる。(同趣旨意見が他に 1 意見)
⑧	p95 ア 道路 自動車交通量の状況は表 3.2-15 に示すとおりとあるが、自動車通行量調査が臨港道路では行われていない。旭硝子(株)前まで延長され自動車通行量は大幅に増加している。実態調査をすべきである。

⑨	<p>*交通の状況(道路) p95</p> <p>「事業実施区域及びその周辺には、自動車専用道路南知多道路、一般国道 247 号、主要地方道半田南知多線及び一般県道半田環状線が南北に通っている。また、東西軸としては、主要地方道武豊小鈴谷線、一般県道古場武豊線及び大谷富貴線が通っている。…最も交通量が多い地点は、一般県道半田環状線」とあるが、自動車交通量の状況は 3 地点(主要地方道武豊小鈴谷線、一般県道大谷富貴線、一般県道半田環状線)しかない。一般国道 247 号など、その他の地点の交通量は出典の「平成 22 年度 全国道路・街路交通情勢調査 交通量調査表」にないのか。例えば区間番号 11800 は大谷富貴線～武豊港線、武豊港線～武豊小鈴谷線で 11,715 台/12 時間ある。</p>
⑩	<p>p103 (7) 環境保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容とその他環境保全に関する施策の内容</p> <p>ア公害関係法令等 (ア)環境基準 ア a 大気汚染に係る環境基準 b 騒音に係る環境基準 事業実施区域は工業専用地域であることから類型指定はない。と記載されているが、近隣住宅地域に係る環境基準を適用すべきである。</p>
⑪	<p>*大気汚染に係る規制 p111～</p> <p>大気汚染に係る規制として、硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物、塩化水素、ダイオキシン類の 5 項目だけが掲げられているが、水銀についても「大気汚染防止法の一部を改正する法律」案が 2015 年 6 月 17 日に可決成立、6 月 19 日に公布され、水銀排出施設に係る届出制度、水銀等に係る排出基準の遵守義務等が追加され、順次規制基準値が定められていくこと、それに対応する対策をとることは当然であり、それ以上の対策をとるために、水銀規制の最新状況を明記すべきである。</p> <p>① なお、準規制値として、東京都の例も記載すべきである。東京都 23 区内の一般廃棄物焼却施設(清掃工場)を管理する東京二十三区清掃一部事務組合は、清掃工場排ガス中の水銀濃度の自己規制値等として、0.05 mg/m³N を定めている。平成 22 年から 23 年にかけて、排ガス中の水銀濃度が自己規制値等を大幅に超えたために、ごみ焼却を停止し、多くの時間と費用をかけてごみ焼却設備の復旧にあたった事態が発生した。この排出口での水銀濃度は、労働安全衛生法に基づく水銀及びその無機化合物の作業環境評価基準の管理濃度(管理濃度)である 0.05 mg/m³N としていたが、2005 年からは、労働安全衛生法に基づく管理濃度は、0.025 mg/m³N に改正されていることも参考とすべきである。</p>
⑫	<p>p116 (b) 自動車 ごみ運搬車両 建設機械の低公害車型の利用が記載されているが、表 3.2-33 の記載車両が、p20 (7) (ア) に適合する車両であるか明記すべきである。</p>
⑬	<p>p117 b 騒音に係る規制 (以下「要請限度」という)が定められている。表 3.2-34 特定工場等に係る騒音の規制基準中の第 3 種を少なくとも適用すべきである。</p>
⑭	<p>p118 (b) ③地域の基準の適用ではなく①ないし②を適用すること。夜間工事は明確に否定すべきである。</p>
⑮	<p>p118 (c) 自動車騒音の要請限度 表 3.2-36 自動車騒音に係る要請限度 規制値と要請限度はダブルスタンダードである。公共性の高い事業においては要請限度規制を適用せず、規制値で進めるべきである。表 3.2-36 に規制値も記載すべきである。(同趣旨意見が他に 1 意見)</p>
⑯	<p>p119 c 振動に係る規制 (a) 特定工場等の規制基準 表 3.2-37 第 1 種下段の基準を適用すべきである。</p>
⑰	<p>p121 (b) 表 3.2-38 特定建設作業に係る振動の規制基準③ではなく①、②を適用すべきである。</p>
⑱	<p>p121 (c) 道路振動の要請限度 要請限度ではなく、表 3.2-37 第 1 種下段の基準を適用すべきである。(同趣旨意見が他に 1 意見)</p>
⑲	<p>*水質汚濁に係る規制(排水基準) p122</p> <p>「特定施設から排水がある場合には、特定事業場となり、有害物質の排水基準が適用される。」とあるが、「特定施設から排水」が不正確である。水質汚濁防止法では第 2 条で「この法律において「排水」とは、特定施設を設置する工場又は事業場(以下「特定事業場」という。)から公共用水域に排出される水をいう。」と定義されており、特定施設を設置すれば排水があってもなくても特定事業場となり、排水とは公共用水域に排出される水なので、雨水も排水となり、有害物質の排水基準は適用される。</p>

⑳	<p>*海岸保全区域 p132</p> <p>「事業実施区域が位置する武豊町とその周辺市(半田市、碧南市)…海岸保全区域に指定されている面積は、表 3.2-53 に示すとおりである。なお、事業実施区域は、海岸保全区域には指定されていない。」とあるが、海岸保全区域からどの程度離れているかを理解できるように地図でも示すべきである。</p> <p>海岸法では、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護して国土を保全するため、海岸保全区域を指定して堤防、突堤、護岸などの海岸保全施設を設置、保全管理することを目的としている。つまり、海水の侵入、侵食から海岸を保全する目的で堤防等の海岸保全施設を海岸保全区域内に設置するのだが、この周辺の埋立地は台風時には浸水することを前提にした土地が多く、この地区では図の赤丸のように中山製鋼の北東角が未だに防護ラインの整備対象区間になっている。この区間から台風、津波時に海水が事業地まで押し寄せる危険性があるため、十分慎重に調査する必要がある。</p> <p>出典 http://www.pref.aichi.jp/kowan/keikaku/k-keikaku/topic2/index.html</p>
㉑	<p>*民間開発等の状況 p148</p> <p>民間開発等の状況として、中山名古屋共同発電の 11 万 kW バイオマス混焼石炭火力と、中部電力(株)の 107 万 kW 石炭火力があるが、いずれも現状でどのような規模の施設があるかを併記すべきである。中山名古屋共同発電は 2014.3.13 の大阪ガスプレスリリースで「現在操業している名古屋発電所(発電容量 14.9 万 kW、石炭火力、愛知県知多郡武豊町)の隣接地に発電容量 11 万 kW のバイオマス混焼石炭火力発電所を新設します。」とある。つまり、ほぼ倍増の計画であり、しかも環境影響評価法の 15 万 kW、県環境影響評価条例の 11.25 万 kW 以上に該当しないように計画したためアセス手続きはない。ところが土壤汚染対策法で決められた土壤調査をしたら、土壤汚染が判明し、「平成 26 年 10 月に、事業実施区域北側の隣接地で、カドミウム、鉛、ふっ素及びほう素による土壤汚染が確認されたが、汚染原因は特定されていない。」p60 とある。これぐらいの情報は記載すべきである。</p> <p>また、中部電力武豊火力発電所は「既設の 2～4 号機(合計出力 112.5 万 kW)を廃止・撤去、および廃止済みの 1 号機を撤去し、2021 年度の営業運転開始を目指して、出力 107 万 kW(注)の石炭火力発電設備を新設する」計画で、既に環境影響評価の最初の「配慮書」手続きに入っているが、環境大臣から地球温暖化防止の観点から厳しい意見が出ることが予想されている。少し先行している山口宇部パワー(株)が宇部市で計画している「西沖の山発電所配慮書」に対し、環境大臣は 2015.6.12 に経済産業大臣に意見を提出した。その内容は「本事業の計画内容について、国の二酸化炭素排出削減の目標・計画と整合性を持っていると判断できず、現段階において、是認しがたい。」電力業界全体で二酸化炭素排出削減に取り組み「早急に枠組が構築されることが必要不可欠である。」というものであり、事業者の計画通りに事態が進むとは考えられない。準備書の作成にはこうした新しい状況を明記すべきである。</p>
㉒	<p>*公害苦情の状況 p150</p> <p>「武豊町における過去 5 年間の公害苦情件数は、年間 10 件前後で推移しており、悪臭に関する苦情が比較的多くみられる。」とあるが、その原因、発生源が何かを記載すべきである。</p>

3 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果に関する意見 (計 1 意見)

①	<p>p168 4.3 総合評価</p> <p>表 4.3-1 総合評価 景観 A 案が最も小さく、となっているが、市街地への最高到達濃度への影響(濃度を考えた場合少しでも影響を少なくするため)に C 案を採用すべきである。</p>
---	--

4 配慮書の案についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解に関する意見(計1意見)

①	p170 都市計画決定者の見解(1~8)(10)(12~17)(24)見解を方法書で具体化すべきである。
---	--

5 都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に関する意見(計27意見)

(1)調査、予測及び評価の手法の選定並びにその選定理由に関すること(計27意見)

①	<p>*調査、予測及び評価の手法(大気質) p185</p> <p>現地調査で「微小粒子状物質は事業実施区域内1地点」とあるが、他の二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化窒素、浮遊粒子状物質、有害物質等(塩化水素、水銀及びダイオキシン類)と同様に「周辺地域4地点」も現地調査地点とすべきである。また、現地調査だけはするが、予測・評価をしないことになっているが予測手法確立すれば予測することを明記すべきである。</p>
②	<p>*調査、予測及び評価の手法(大気質) p186</p> <p>予測の基本的な手法として、拡散シミュレーションによることが記載されているだけだが、ダイオキシン類については、廃棄物処理法に基づき周辺のダイオキシン類発生施設からの濃度を重ねて予測すべきである。</p> <p>廃棄物処理法第8条の2の第2項で「都道府県知事は、…許可の申請に係るごみ処理施設の設置によって、…過度の集中により大気環境基準(…政令で定める物質=ダイオキシン類…)の確保が困難となると認めるときは、…許可をしないことができる」とされており、この周辺の工業専用地域にはダイオキシン類発生施設が多数存在するため、一般廃棄物処理施設の許可申請にも必要となる事項である。例えば武豊町内だけでも、廃棄物焼却炉として(以下、住所の後の値はダイオキシン類濃度、濃度が低くても排ガス量が多いと影響は大きい)(株)ニートレックス本社:小迎184番地 0.006、ファイザー・ファーマ(株)名古屋工場:五号地2番地 0.026、愛知県西部家畜保健衛生所:内飽1-2 0、常滑武豊衛生組合クリーンセンター:壱町田27 0.0055、同2炉目 0.0000012、中部知多衛生組合:壱町田90-10 0.0079、同2炉目 0.01があり、その他の施設として、正起マテリアル(株)名古屋工場:富貴宇中田1番20 アルミニウム合金製造溶解炉 0.64、同2炉目 0.00000063、同3炉目 0.00000063 出典 平成25年度ダイオキシン類に係る発生源測定結果について(愛知県)</p> <p>http://www.pref.aichi.jp/cmsfiles/contents/0000076/76414/25betten3.pdf</p>
③	<p>*調査、予測及び評価の手法(大気質) p188</p> <p>工事中及び廃棄物の搬入、搬出の現地調査として「工事用資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主な走行ルート沿道2地点(No8及びNo.10地点)」では不十分である。臨港道路や国道247号も事業予定地に近いため大きな影響を与えるので調査するのは当然であるが、交通量等の現地調査を行うNo.6,7,9,11,12(p195)でも、現況濃度が小さく、現況への汚染寄与が大きいはずなので、大気質の現地調査を行うべきである。工事中及び廃棄物の搬入、搬出の予測地点が「主な走行ルートから選定した7地点(現地調査地点と同じ(No.6~No.12地点))p189とあるので、それに合わせるべきである。予測に用いるバックグラウンド濃度として、既存交通量からの大気負荷はそれぞれ現地調査によるべきである。</p>
④	<p>p188 現地調査 交通量 旅行速度 平日・土曜日24H1回では不十分である。少なくとも1週間から10日間程度、四季ごとに調査すべきである。</p>

⑤	<p>*調査、予測及び評価の手法(大気質) p191 評価の手法として「建設機械の稼働等による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。 また、環境基準等と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。」とあるが、建設機械の稼働等と工事中及び廃棄物の搬入、搬出車両による環境影響を重合して評価すべきである。名古屋市の環境影響評価手続きで、2013年9月の「名駅1丁目1番計画南地区(仮称):東海旅客鉄道株式会社」の事後調査結果中間報告書」p45では建設機械の稼働による騒音…調査結果を予測結果と比較すると、両地点ともにすべての調査時期において予測結果を大きく上回った。これは…予測では含めていなかった工事関係車両の出入りによる走行音が影響しているためと考えられる。」とあり、建設機械の稼働と、工事関係車両の出入りとは一括して予測すべきことが事実で明らかとなっている。</p>
⑥	<p>*調査、予測及び評価の手法(大気質) p192 工事の実施による粉じん濃度の現地調査は「事業実施区域内1地点(No.1地点)」だけであるが、「工事用資材等運搬車両等の走行による粉じん等」p193も評価するのだから、交通量の現地調査をするNo.6~No.12地点でも実施すべきである。</p>
⑦	<p>p195 図7.2-1 大気質の調査地点 p196 騒音及び超低周波音の現地調査については2日間ではなく、数日間から10日間程度、四季ごとに行なうべきである。</p>
⑧	<p>表7.2-2(1)中の現地調査 2日間では偶然もあり、少なくとも1週間から10日間を実施すべきである。(1)(2)(4)(5)特に交通騒音、振動及び交通量については行なうべきである。</p>
⑨	<p>表7.2-3(1)振動予測及び評価の手法 現地調査(2)(4)は2日間ではなく、1週間から10日間四季ごとに実施すべきである。</p>
⑩	<p>*調査、予測及び評価の手法(騒音及び超低周波音) p196 工事の実施の騒音予測対象時期が「建設機械の稼働等に伴う騒音に係る環境影響が最大となる時期」があいまいである。通常はそのときに稼働する建設機械のパワーレベルをパワー合計し、その値が最大の時を予測対象時期にしているが、騒音のように距離による減衰が大きい項目は、予測地点に近い建設機械のパワーレベルで検討すべきであり、そうした具体的な対象時期の選定方法を記載すべきである。</p>
⑪	<p>*調査、予測及び評価の手法(騒音及び超低周波音) p199 工事資材等、廃棄物等の搬入、搬出の道路騒音評価の手法として「事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。また、環境基準と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。」とあるが、最高裁で環境基準の不十分さが確定している現状を記載し、その受忍限度でも評価すべきである。 環境省は、1998年9月に改悪した「騒音に係る環境基準」で、「一般地域」、「道路に面する地域」の基準にかかわらず、特例として「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、「昼間70dB以下、夜間65dB以下」を基準値としてきた。この値が環境影響評価の基準としても扱われ各地の道路騒音を激化させている。しかし、2015年6月24日に最高裁で確定した広島高裁判決は「夜間室内等価騒音レベル(LAeq)40dB、昼間屋外値(LAeq)65dB」を超える場合に受忍限度を超えるものとした。速やかにこの受忍限度に従って「騒音に係る環境基準」を再改定し、少なくとも「幹線交通を担う道路に近接する空間」を廃止すべきであるとの声が全国であがっている。こうした状況下で道路騒音の評価を旧態依然として特例としての「幹線交通を担う道路に近接する空間」の環境基準だけで評価することは避けるべきである。</p>
⑫	<p>*調査、予測及び評価の手法(騒音及び超低周波音) p200 低周波音の予測の基本的な手法として「類似事例による定性的予測」とあるが、現地調査を「事業実施区域敷地境界4地点(No.1~No.4地点)」で実施するのだから、類似事例の周波数分析結果を用いて、定量的に予測をすべきである。</p>

⑬	<p>*調査、予測及び評価の手法(騒音及び超低周波音) p200 低周波音の評価の手法として「事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。」とあるが、名古屋市の富田工場(焼却施設更新)の環境影響評価書(2015.7.21から縦覧)では、低周波音について「低周波音問題対応の手引書」(環境省、平成16年)の「物的苦情に関する参照値」及び「心身に係る苦情に関する参照値」を判断の目安として評価している。 低周波音の基準こそ定められていないが、定量的予測を行い、環境省の手引きの参照値で評価すべきである。</p> <p style="text-align: center;">表 2-1-1 2-3地点における低周波音の予測結果(1/3オクターブバンド音圧レベル)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption style="text-align: center;">単位: dB</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="13">1/3オクターブバンド中心周波数 (Hz)</th> </tr> <tr> <th>5</th> <th>6.3</th> <th>8</th> <th>10</th> <th>12.5</th> <th>16</th> <th>20</th> <th>25</th> <th>31.5</th> <th>40</th> <th>50</th> <th>63</th> <th>80</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予測結果</td> <td>65</td> <td>64</td> <td>65</td> <td>66</td> <td>63</td> <td>65</td> <td>66</td> <td>65</td> <td>65</td> <td>62</td> <td>60</td> <td>54</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td>物的苦情に関する参照値</td> <td>70</td> <td>71</td> <td>72</td> <td>73</td> <td>75</td> <td>77</td> <td>80</td> <td>83</td> <td>87</td> <td>93</td> <td>99</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>心身に係る苦情に関する参照値</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>92</td> <td>88</td> <td>83</td> <td>76</td> <td>70</td> <td>64</td> <td>57</td> <td>52</td> <td>47</td> <td>41</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">注) 参照値は、「低周波音問題対応の手引書」(環境省、平成16年)に示されている。評価値に対しては参照値による有無を判断するための目安である。</p>		1/3オクターブバンド中心周波数 (Hz)													5	6.3	8	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80	予測結果	65	64	65	66	63	65	66	65	65	62	60	54	56	物的苦情に関する参照値	70	71	72	73	75	77	80	83	87	93	99			心身に係る苦情に関する参照値	-	-	-	92	88	83	76	70	64	57	52	47	41
	1/3オクターブバンド中心周波数 (Hz)																																																																					
	5	6.3	8	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80																																																									
予測結果	65	64	65	66	63	65	66	65	65	62	60	54	56																																																									
物的苦情に関する参照値	70	71	72	73	75	77	80	83	87	93	99																																																											
心身に係る苦情に関する参照値	-	-	-	92	88	83	76	70	64	57	52	47	41																																																									
⑭	<p>*調査、予測及び評価の手法(振動) p203 工事の実施の振動予測対象時期が「建設機械の稼働等に伴う振動に係る環境影響が最大となる時期」があいまいである。通常はそのときに稼働する建設機械のパワーレベルをパワー合計し、その値が最大の時を予測対象時期にしているが、振動のように距離による減衰が大きい項目は、予測地点に近い建設機械のパワーレベルで検討すべきであり、そうした具体的な対象時期の選定方法を記載すべきである。</p>																																																																					
⑮	<p>*調査、予測及び評価の手法(振動) p207 工事資材等、廃棄物等の搬入、搬出の道路振動評価の手法として「事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。また、基準等と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。」とあり、基準として「道路交通振動に係る要請限度」が掲げられている。しかし、*道路交通振動の要請限度 p122 で記載したとおり、要請限度とは振動規制法第16条で「市町村長は、…限度を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に対し…防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。…道路管理者は…当該道路の部分の舗装、維持又は修繕の措置を執るものとする。」という町長の義務であり、しかも、この要請があれば道路管理者は措置を執らねばならない。環境基準、規制基準などとは比べものにならないほど道路振動状況を改善するための限度値を環境影響評価の評価基準にしてはならない。 念のために名古屋市の富田工場(焼却施設更新)の環境影響評価書(2015.7.21から縦覧)では、道路交通振動の評価として「一般に人体が振動を感じ始める評価の目安の一つである閾値 55dB を下回ることから、周辺の環境に及ぼす影響は小さいと判断する。」p202 としている。</p>																																																																					
⑯	<p>表 7.2-4 悪臭 現地調査 四季ごとに最低数回は実施すべきである。</p>																																																																					
⑰	<p>p211 (1) 水質 表 7.2-5(1)(2)(4) 現地調査 各1回の記載あり、一定の期間を置いて複数回調査すべきである。</p>																																																																					
⑱	<p>*調査、予測及び評価の手法(水質・水素イオン濃度) p211 評価の手法として「コンクリート打設等による水素イオン濃度に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。」とあるが、水素イオン濃度については環境基準も定められており、放流先の海域は「C 類型(衣浦港南部)及びIV 類型(三河湾(イ))に指定され」p106、水素イオン濃度はC 類型の7.0以上8.3以下と定められている。このため、基準等との整合性についても評価すべきである。現にCOD, N, P については環境基準と整合が図られているかも評価手法としている(p212, p214)。現状の海域水質は「水質調査結果を各地点の年平均値についてみると、pHが7.8~8.3」となっており、平均値では環境基準に適合しているが、個々の測定値では調査地点K-3で8.8という高アルカリで環境基準を超えている時があり p51、こうした状況を悪化させることのないよう、慎重な工事が必要である。</p>																																																																					

⑱	<p>*調査、予測及び評価の手法(浮遊物質) p213 評価の手法として「掘削、盛土等の土工による水の濁りに係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。」とあるが、基準等との整合性についても評価すべきである。日本水産資源保護協会が定めた水産用水基準(2005年版)が、港湾計画策定や海面埋立事業などで基準として用いられている。水産用水基準の海域への懸濁物質(SS)「(1)人為的に加えられる懸濁物質は2mg/L以下であること。」「(2)海藻類の繁殖に適した水深において必要な照度が保持され、その繁殖と生長に影響を及ぼさないこと。」を基準として評価すべきである。</p>
⑲	<p>p216 地盤・土壌 表 7.2-6(1)(3) 現地調査各1回の記載あり、一定期間を置いて複数回調査すべきである。</p>
⑳	<p>p220 図 7.2-5 (1)調査地点 施設の大きさから考えて1地点のみでいいのか疑問である。10m間隔など細かく測定する必要がある。(同趣旨意見が他に1意見)</p>
㉑	<p>*調査、予測及び評価の手法(地盤・土壌) p224 工事中地下水質の現地調査が「事業実施区域1地点(ごみピットの掘削位置を考慮して設定)(No.1地点)」とあるが、全く不十分である。北側の隣接地、中山名古屋共同発電で、武豊町の11万kW石炭火力発電所建設予定地の土壌から基準値を超える汚染物質を検出し、鉛(含有量)が34000mg/kgで基準の150mg/kgの200倍を超えている。という事実から考えて、土壌だけではなく、地下水質についても相当慎重な調査が必要である。少なくとも地下水位を測定するNo.2~No.5(p222)を追加する必要があるし、それ以外にも土壌調査の際に溶出量調査も行うので、その結果を活用すべきである。</p>
㉒	<p>p236 表 7.2-13 人と自然とのふれ合い活動の場 これから交流施設の完成、屋内温水プール整備等々、周辺地域は環境が大きく変化するところである。 評価手法で「活動の場に係る事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避されまた低減されているかどうか見解を明らかにする。としているがこれでは何が基準となっているのか明らかではない。回避、低減とは何を基準とするのか明らかにすべきである。 現地調査 年2回は少なすぎる。最低でも年4回複数日かけて行うべきである。</p>
㉓	<p>*調査、予測及び評価の手法(人と触れ合いの活動の場) p236 工事中の資材等、供用時の廃棄物等の搬入・搬出の現地調査が「主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況…年に2回程度」とあるが、事業予定地直近のNo.4武豊町地域交流施設などは、平日と、土曜日、日祭りで利用状況が大きく変わるはずであるし、季節によっても変化するので、年2回では不十分である。四季毎に平日、土曜日、日祭日の調査をすべきである。 また、調査内容が示されていないが、利用人数だけではなく、歩行者、自転車利用など、搬出入車両が影響を与えそうな移動手段を重点に調査すべきである。</p>
㉔	<p>*調査、予測及び評価の手法 p240 工事中の掘削、盛土等の土工の評価の手法が「建設工事に伴う残土その他の副産物に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかについての見解を明らかにする。」だけであるが、少なくとも建設リサイクル法に基づく再資源化目標値を基準として追加すべきである。その際、「建設リサイクル推進計画2008(中部地方版)」は「あいち建設リサイクル指針」より緩い目標となっていることに注意し、コンクリート塊とアスファルト・コンクリート塊は県の厳しい100%、建設発生木材はどちらも95%、建設汚泥は目標値のある推進計画の85%を遵守すると明記すべきである。</p>
㉕	<p>p240 表 7.2-16(温室効果ガス等) ごみ処理施設から排出される温室効果ガス量を明示すべきである。また、ごみ処理施設のみではなく中山名古屋共同発電(株)、中部電力5号機リニューアル設備など複合的な温室効果ガスについても予測すべきである。(同趣旨意見が他に1意見)</p>
㉖	<p>*調査、予測及び評価の手法(温室効果ガス等) p240 工事中も供用時も評価の手法が「事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかについての見解を明らかにする。」だけであるが、不十分である。国(日本の約束草案(政府原案)2015.7.2までパブリックコメント、2030年度に2013年度比▲26%約10億4200万-CO₂)、愛知県(p139 あいち地球温暖化防止戦略H24.2:2020年度に1990年度の県内での排出量を15%減少)、武豊町(p142 第3次武豊町地球温暖化対策実行計画:2018年度に2012年度の町として排出する2661トン/年を2%減少)のそれぞれの温暖化対策計画に、どれだけの支障を与えるかを正確に記載したうえで事業者の実行可能な範囲内での対策を評価すべきである。</p>

6 その他に関する意見（計 2 意見）

(1) 手続きに関すること（計 2 意見）

①	方法書の縦覧及び説明会開催について、武豊町以外は公表していない。都市計画決定権者の武豊町が広報するのは当然であるが、事業者の知多南部広域環境組合も未公表であるし、知多南部広域環境組合の構成員の半田市、常滑市、南知多町、美浜町も知らん顔で、役場で縦覧しているだけである。事業用地だけで約 11 億円の費用がかかり、各市町の人口比で負担するのだから、事業者の知多南部広域環境組合はもちろん、構成市町も方法書の縦覧、説明会開催、意見受付をすることとし、積極的に公表すべきである。現に、事業者の知多南部広域環境組合は、配慮書の段階では 2015 年 1 月 23 日「知多南部広域環境組合ごみ処理施設(仮称)整備事業に係る計画段階配慮書・構想段階評価書の縦覧は終了しました。」2014 年 12 月 19 日「知多南部広域環境組合ごみ処理施設(仮称)整備事業に係る計画段階配慮書・構想段階評価書を公表します。」とホームページに掲載していた。
②	配慮書、方法書をホームページ上にて常時公開して下さい。